

2024年2月

Contents

- I. 【インド】関連当事者間(通常は親会社から子会社)で提供される金融機関への債務保証に対するみなし保証料課税
- II. 【メキシコ】証券市場法の改正

I. 【インド】関連当事者間(通常は親会社から子会社)で提供される金融機関への債務保証に対するみなし保証料課税

1. 背景と経緯

子会社(あるいは関連会社)が銀行等の金融機関から借入れを行う際に、親会社(あるいは他の関連会社)が、金融機関に対して債務保証を行うということは、一般に実務上よく行われている。

インドに関して言えば、インドに子会社や関連会社を保有する日本企業が、当該インドの子会社や関連会社がインド国内の金融機関(特に日系金融機関)から借入れを行う際に、当該親会社である日本企業(あるいは同日本企業の関連会社)が、当該金融機関に対して保証を差し入れる(=債務保証を行う)、ということは実務上きわめて頻繁に見られる。

この際、保証人となる親会社(あるいは関連会社)が、保証を受ける子会社や関連会社から保証料を徴収する場合はケースバイケースであり、実務上は、保証料を徴収しないケースも少なからず見受けられる。また、特に、親会社である日本企業がインドの子会社や関連会社の金融機関借入の債務保証を行う場合、保証料の支払いは、インド居住者であるインドの子会社や関連会社から、インド非居住者である日本の親会社に対して行われることになるが、このような支払いはインド居住者からインド非居住者への送金としてインド外為法上規制の対象となるため、ほとんどのケースでは保証料は支払われていないのではないかとと思われる。

このような関連当事者間(通常は親会社から子会社)で提供される金融機関への債務保証の保証料について、インドの間接税及び関税中央委員会(Central Board of Indirect Taxes and Customs)(以下「CBIC」という。)は、2023年10月26日付けで通達を発行し、①保証料が支払われた場合にはその保証料の額、②保証料が支払われなかった場合には保証対象の債務額の1%、のいずれか高額な方の金額に対し、Goods and Services Tax(以下「GST」という。)を課税することを明らかにした。これにより、たとえ実際には関連当事者間で保証料の支払いがなかったとしても(あるいは保証対象の債務額の1%未満の保証料の支払いしかなかったとしても)、保証対象の債務額の1%を保証料とみなして、当該みなし保証料に対して Goods and

Services Tax(以下「GST」という。)が課税されることとなった。

なお、サービス提供に適用される GST の税率は、本ニュースレターの日付現在 18%であるため、実際の保証料または 1%のみなし保証料に対して、18%が GST として課税されることとなる。

2. GST Council での議論と CBIC による通達の内容

インドの GST について定める法令の1つである Central Goods and Services Tax Act, 2017(以下「GST法」という。)は、7 条及び別紙 I (Schedule I) の 2 項において、(1 会計年度に 5 万ルピーを超えない雇用者から被雇用者への贈与を除いては)関連当事者間の物やサービスの供給は、実際の対価の支払いがなかったとしても、GST の課税対象となる物やサービスの供給に該当する旨を定めている。

一方で、GST が 2017 年に導入される前の前身である Service Tax においては、いわゆる保証会社が対価を受領した上で提供する債務保証については Service Tax の課税対象となる一方、親子会社などの関連当事者間で無償で提供される債務保証は課税対象とならないとの判例が出ていた。

このような状況の中、親子会社等の関連当事者間における債務保証が、GST 法上、GST の課税対象となるかについては、従前から解釈が分かれていた。

この点に関し、GST の課税対象や税率等について議論する GST 評議会(GST Council)は、2023 年 10 月 6 日に開催された第 52 回会合において、

- ・銀行等の金融機関に対する債務保証を、親子会社等の関連当事者間で行う場合、当該保証はたとえ無償であっても GST の課税対象となる
- ・会社の取締役が、当該会社のために提供する個人保証は、GST の課税対象とならない

との決定と勧告を行った。

この GST 評議会の決定自体は法的拘束力のないものであるが、その 20 日後の 2023 年 10 月 26 日に CBIC は GST 評議会の決定と勧告を踏まえる形で通達([NOTIFICATION No. 52/2023 – Central Tax¹](#))を発行し、GST 法の施行規則である Central Goods and Services Tax Rules, 2017 の 28 条を改正して第 2 項を追加し、銀行等の金融機関に対する債務保証を親子会社等の関連当事者間で行う場合、①保証を提供される側から保証料が支払われた場合にはその保証料の額、②保証を提供される側から保証料が支払われなかった場合には保証対象の債務額の 1%、のいずれか高額な方の金額に対し、GST が課税されることを定めた(以下「本改正」という。)

なお、本改正は、あくまで銀行等の金融機関に対する債務保証のみが対象となっており、金融機関以外への債務保証については、本改正の射程範囲外となることに注意が必要である。

3. 本改正の日本企業への影響

1 で述べた通り、インドに子会社や関連会社を保有する日本企業が、当該インドの子会社や関連会社がインド国内の金融機関(特に日系金融機関)から借入れを行う際に、当該親会社である日本企業(あるいは同日本企業の関連会社)が、当該金融機関に対して保証を差し入れる(=債務保証を行う)、ということは、実務上頻繁に行われている。そのため、そのようなインドの子会社、関連会社に対して金融機関への債務保証を提供

¹ <https://old.cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/gst/gst-ct-52-2023.pdf>

した日本企業については、本改正以降は、インドの子会社、関連会社において、上述のような保証料あるいはみなし保証料に対する課税があることに留意する必要がある。

もともと、日本企業の場合、「いずれにせよみなし保証料で課税されるのであるから」ということで、実際にインドの子会社、関連会社から保証料を徴収することも容易ではない。上述の通り、この場合、保証料の支払いは、インド居住者であるインドの子会社や関連会社から、インド非居住者である日本の親会社に対して行われることになるが、このような支払いはインド居住者からインド非居住者への送金としてインド外為法上規制の対象となるため、インド準備銀行(RBI)の事前承認が必要となる可能性があるためである。

そのため、日本企業が、そのインド子会社、関連会社の金融機関からの借入れに対して保証を行う場合、実務上は、「保証対象の債務額の1%」というみなし保証料への GST 課税を甘受せざるを得ないように思われる。もともと、GST は、日本の消費税と同じく、受取った金額と支払った金額とを相殺することが可能であるため、GST の課税対象となるインドの子会社、関連会社において、一定の売上(すなわち受取り GST)があれば、それと上記みなし保証料への GST 課税を相殺することで、実質的にインドの子会社、関連会社の側の負担をゼロにすることも可能であると考えられる。

よって、本改正を受けた日本企業の実務的対応としては、

- ① インドの子会社、関連会社側において、「保証対象の債務額の1%」というみなし保証料への GST 課税を甘受しつつ、
- ② インドの子会社、関連会社側において、上記(a)の支払い GST を、受取り GST と相殺することで、実質的な GST 負担をゼロにする

というものが最も現実的ではないかと思われる。

このような対応をとる場合、当然のことながら、「日本の親会社から保証を差し入れてもらった場合、インドの子会社、関連会社側において、『保証対象の債務額の1%』というみなし保証料に対して 18%の GST が課税される」ということをインドの子会社、関連会社側において認識の上、適切な税務処理を行う必要がある。これを怠った場合、インドの税務当局から GST の追徴課税がなされる可能性があるためである。

その意味で、本改正は、日本企業とそのインドの子会社、関連会社にとって、(受取り GST との相殺により)実質的損害は生じないかもしれないが、その実質的損害を回避するために把握しておかなければならない法改正であるといえると思われる。

【インド】

弁護士 大河内 亮
弁護士 琴浦 諒

II. 【メキシコ】証券市場法の改正

1. はじめに

2023年12月28日、メキシコの証券市場法(*Ley del Mercado de Valores*。以下、「証券市場法」という。)と投資ファンド法(*Ley de Fondos de Inversión*。以下、「投資ファンド法」という。)が改正され、翌日に施行された。国家証券銀行委員会および中央銀行が1年以内に細則を定め交付する予定である(証券市場法55条の2、70条の2、75条、85条、90条の2、104条等)。これらの改正は日本企業のメキシコにおけるビジネスやメキシコの企業との取引との関係で好ましいものであるため、本稿ではその概要を解説する。

2. 簡易登録制度

簡易発行体(*Emisora simplificada*)という概念と簡易登録(*Inscripción simplificada*)という概念が証券市場法の定義規定に追加された。簡易発行体とは、国家証券銀行委員会(*Comisión Nacional Bancaria y de Valores*。通称「CNBV」。)が別途定める規則に基づき、簡易登録を申請し国家証券登録(*Registro Nacional de Valores*。通称「RNV」。)に登録されたものをいう(証券市場法2条5号の2)。

簡易登録とは、証券市場法の定めに基づきCNBVが申請者のために行う有価証券のRNVへの登録である(証券市場法2条12号の2)。

簡易登録のためにはいくつかの要件を満たす必要があり、例えば、有価証券の発行額がCNBVが規則で定める上限を超えないことおよび有価証券が機関投資家(*inversionistas institucionales*)または適格投資家(*inversionistas calificados*)のみに提供されることが必要である(証券市場法70条の2)。CNBVがRNVへの簡易登録を承認した場合には、管轄する証券取引所が対応する証券の上場手続を進める(証券市場法90条の2)。

簡易発行体はCNBVに対し継続的な情報提供を義務付けられ(証券市場法104条)、かかる義務の履行を怠った場合にはCNBVにより登録が抹消される(証券市場法108条)。

3. 簡易公募・公開買付け

簡易登録された証券の公募である簡易公募の制度も新設された。簡易公募は通常の公募(*ofertas públicas*)よりも緩やかに規制される。例えば、通常の公募の際にはCNBVの事前の承認を得る必要があるが、簡易公募の場合にはかかるCNBVの事前承認が不要である(証券市場法83条)。

また、公募のみならず、公開買付けについても規制が緩和されており、通常の公開買付けに適用される複数の規定が簡易登録された証券の公開買付けには適用されない(証券市場法95条)。

4. 既存の規制の緩和

上記のような新制度による規制緩和のみならず、従前存在していた規制の撤廃による規制緩和もなされた。証券市場法の適用を受ける法人形態としては公開株式会社(*sociedades anónimas bursátiles*。通称「SAB」。)、投資促進会社(*sociedades anónimas promotoras de inversión*。通称「SAPI」。)および投資促進公開会社(*sociedades anónimas promotoras de inversión bursátiles*。通称「SAPIB」。)の3つの形態があり(証券市場法3条および10条)、SABとSAPIBに適用されるルールが以下のとおり変更された。

(1) SAB への形態変更義務の撤廃

従前、SAPIB は、RNV への登録の効力が生じた日から起算して 10 年を超えない期間内で、事業年度の末日における自らの資本金の額が一定の額(2 億 5 千万投資単位)を超える場合には SAB へと形態変更しなければならず、かつ段階的に SAB へと形態変更するためのプログラムを設ける必要があった(改正前の証券市場法 19 条)。法改正により、このような SAB へと形態変更する義務が撤廃され、形態変更のためのプログラムも不要となった。

(2) 種類株式の発行割合制限の撤廃

従前、SAB は原則として普通株式のみ発行することができ、一定の場合に、株式の払込み金額の 25%以内にとどめることを条件に、例外的に無議決権株式等のいわゆる種類株式の発行が認められていた(改正前の証券市場法 54 条)。法改正により、このような種類株式の発行割合の上限が撤廃された。

(3) 敵対的買収に対する防衛策の策定のための株主総会の定足数の増加

従前、SAB がいわゆるポイズン・ピル等の買収防衛策を策定する場合には、かかる買収防衛策について決議をする株主総会において反対票の割合が出席株主の議決権の 5%未満でなければならなかったが、法改正により反対票の割合は出席株主の議決権の 20%未満であればよいこととなった(証券市場法 48 条)。

(4) 増資および新株発行の権限の委任

法改正により、SAB および SAPIB の株主総会はその取締役会に一定の条件の下で増資や株式引受の条件決定の権限を委任できるようになった。

5. ヘッジファンド(*Fondo de Cobertura*)の法定

投資ファンド法の改正により、新たにいわゆるヘッジファンドの定めが設けられた。ヘッジファンドは広範な投資対象(簡易発行体が発行する有価証券を含む。)に柔軟に投資することができる。一方で、ヘッジファンドに投資できるのは機関投資家または適格投資家に限られる。

6. 改正の意義

簡易登録制度の創設により、メキシコ企業がその有価証券を証券取引所で売買できるようにすることが促進され、より多くのメキシコ企業が証券市場における資金調達之恩恵を享受することになると思われる。また、上場に伴いメキシコ企業の情報開示も一定程度進むものと推測される。かねてからメキシコには上場企業が少なく、そのためにメキシコ企業の情報を十分に取得することが難しい面があった。法改正に伴う情報開示の促進はメキシコでビジネスを営む日本企業にとってもメリットとなると思われる。

また、既存の制度の改正・撤廃はより柔軟な運営や資金調達を可能とするものと評価できる。

ヘッジファンドの創設も、その投資対象に簡易発行体が発行する有価証券が含まれることなども併せ考慮すれば、メキシコの経済に良い影響を及ぼしうると期待している。

【メキシコ】

弁護士 西山 洋祐

【論文】

- ✂ 藤田 将貴弁護士、西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。
「欧州委、経済安全保障を強化するための5つのイニシアチブを公表」
掲載サイト: 商事法務ポータル

【セミナー】

- ✂ 西山 洋祐弁護士が下記の一般社団法人企業研究会主催のセミナーにて講演を行います。
2024年3月18日(月) 14:00~17:00
「メキシコ最新法務実務 ~日系企業の実務で役立つ点から最新情報まで~」
 - ✂ 会場: 一般社団法人企業研究会 (Zoomでのオンライン配信あり)
- 【お問い合わせ】
一般社団法人企業研究会セミナー事業グループ(TEL 03-5834-3922)
tamiaki@bri.or.jp

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com